

令和7年11月吉日

総合型選抜合格者
保 護 者 各 位

山口大学人文学部後援会長
杉 山 幾 久

山口大学人文学部長
速 水 聖 子

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたびは、ご子息・ご息女がめでたく山口大学人文学部入学の栄誉を得られ、ご本人はもとより保護者の皆様におかれましても、さぞかしお喜びのことと存じます。

さて、人文学部には学生の保護者による後援団体として「山口大学人文学部後援会」（別紙会則参照）が組織されております。

その活動は、主として学生の就職・進学への支援活動、実習等の教育活動、福利厚生活動及び卒業記念品の進呈等並びに人文学部における教員の研究活動、学部運営等への教育・研究活動に必要な支援を行っているところでございます。

つきましては、保護者の皆さまには、出費多端の折、誠に恐縮ですが当後援会の趣旨にご賛同・ご理解を賜り、何卒ご入会くださいますようお願い申し上げます。

敬具

担当：人文学部予算管理係 山根
電話：083-933-5204（直通）

山口大学人文学部後援会会則

第1条 本会は、山口大学人文学部後援会と称し、人文学部の学生（以下「学部学生」という。）及び人間社会科学研究科人文科学専攻の学生（以下「大学院生」という。）の保護者をもって組織する。

第2条 本会は、事務所を山口大学人文学部内に置く。

第3条 本会は、学部と家庭との連絡を緊密にし、人文学部及び人間社会科学研究科人文科学専攻（以下「本学部等」という。）の教育・研究活動を援助することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 学部と家庭との緊密化
- (2) 会員相互の親睦
- (3) 学生教育上必要な援助
- (4) 就職活動の援助
- (5) その他、本会の目的を達するために必要な事業

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長各1名
- (2) 理事若干名
- (3) 監事2名
- (4) 学内委員若干名
- (5) 書記若干名

2 必要に応じ顧問を置くことができる。

3 役員の任期は、次期定時役員会までとする。

第6条 会長及び副会長は、理事の中から選出し、理事及び監事は、会員の中から選出する。学内委員は、学部教員の中から会長が委嘱し、書記は、学部内事務職員の中から会長が委嘱する。顧問は、会長が推挙する。

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 顧問は、役員会に参加する。
- (4) 理事は、本会の事業を議決処理する。
- (5) 監事は、会計の監督に当たる。
- (6) 学内委員は、会務の執行に参加する。
- (7) 書記は、庶務会計の任に当たる。

第8条 役員は、役員会を開く。

2 役員会は、毎年1回開く。

3 臨時に役員会の必要が生じたときは、臨時役員会を開くことができる。

4 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

第9条 役員会において行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 収入、支出予算書等の議決並びに決算の承認

(2) 会務の報告

(3) 役員（理事、監事）の選出

(4) 会則の改正

(5) 本学部等の教育及び学生支援活動等に関する意見交換

(6) その他、必要な事項

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の経費は、次の収入によって支弁する。

(1) 入会金 1,000円（入学時納入）

ただし、本学部出身の大学院生については免除する。

(2) 会費 学部学生（4か年分）19,000円（入学時納入）

ただし、3年次編入生については9,500円とする。

大学院生（2か年分）9,500円（入学時納入）

(3) 特別寄付 1,000円以上（任意）

(4) 事業収益金

(5) 雑収入

附 則

1 この会則は、昭和56年3月2日から施行する。

2 昭和55年度以前の入学生にかかる会員については、第11条第2号の規定にかかわらず、会費は、9,000円とする。

附 則

この会則は、平成9年6月7日から施行する。ただし、改正後の第11条の大学院生にかかる規定は、平成10年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

この会則は、平成28年6月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年6月17日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年7月13日から施行し、改正後のこの会則の規定は、令和7年4月1日入学者から適用する。この場合において、令和7年3月31日に人文科学研究科に在学する学生にかかる会員については、第1条の規定に含むものとする。